

お役立ち資料

令和8年分（2026年）

年末調整 変更点チェックリスト

株式会社 HRマネジメント

本書の全部又は一部の複写・複製・転記載および磁器又は光記録媒体への入力等の一切を禁じます

変更点4項目

項目	主な変更内容
① 基礎控除	本則58万円→62万円。合計所得655万円以下は令和8・9年分の特例で上乗せ
② 給与所得控除の最低保障額	65万円→74万円（令和8・9年分。本則ベースは69万円）
③ 扶養親族等の所得要件	基礎控除の引上げに連動して緩和 （扶養親族58万→62万円以下、特定親族62万円超など）
④ 生命保険料控除の特例（新設）	23歳未満の扶養親族がいる場合、一般生命保険料控除の限度額が4万→6万円 （令和8・9年分の2年間）

出典：国税庁「令和8年分 年末調整のしかた」「令和8年度税制改正Q&A」。詳細な金額表は国税庁の最新資料でご確認ください。

① 基礎控除の引き上げ

- ☐ 基礎控除の本則が58万円→62万円に引き上げられることを把握した
- ☐ 合計所得489万円以下：104万円（62万円＋42万円加算。令和8・9年分の時限措置）であることを確認した
- ☐ 合計所得489万円超655万円以下：67万円（62万円＋5万円加算）であることを確認した
- ☐ 合計所得655万円超2,350万円以下は62万円、2,350万円超は改正なしであることを確認した
- ☐ 「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が令和8年分の最新版か確認した
- ☐ システムのマスタが年分ごとの控除額を持てる設定になっている（令和10年分以後は水準が下がる）

実務ポイント：令和8・9年分は手厚い経過措置の2年間です。年分ごとの控除額を管理できるかがカギです。

② 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

- ☐ 最低保障額が65万円→74万円（令和8・9年分。本則は69万円）に引き上げられることを把握した
- ☐ 収入69.1万円以上220万円未満の人は、給与所得の金額が個別に定められている（令和8・9年分）ことを確認した
- ☐ 収入220万円以上の給与所得控除額に改正がないことを確認した
- ☐ 旧版の表を使っていないか（計算表・システムの差し替え漏れ）を点検した

実務ポイント： 低～中収入層の従業員は、旧版の表のままだと過不足が生じます。必ず最新版に差し替えてください。

③ 扶養親族等の所得要件の改正

- ☐ 扶養親族・同一生計配偶者の所得要件が58万円以下→62万円以下になることを把握した
- ☐ 特定親族（19歳以上23歳未満）が62万円超123万円以下、
配偶者特別控除が62万円超133万円以下になることを確認した
- ☐ 勤労学生の所得要件が85万円→89万円、
家内労働者等の必要経費の最低保障額が65万円→69万円になることを確認した
- ☐ 新たに対象となる親族がいる従業員へ「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を案内した
- ☐ 「異動月日及び事由」欄に「令和8年12月1日 改正」などと記載してもらう案内をした
- ☐ 親族の合計所得金額（副業・パート収入を含む）に変更がないか確認を案内した

実務ポイント： 扶養親族等の所得要件の改正は、令和8年12月1日以後に支払う給与等から適用されます。
新たに扶養控除等の対象となる親族がいる従業員には、扶養控除等（異動）申告書の提出を案内しましょう。

④ 生命保険料控除の特例（新設）

- ☐ 対象が「23歳未満の扶養親族がいる従業員」に限られることを把握した
- ☐ 新生命保険料のみ、または新旧両方を支払う場合に4万円→6万円（旧生命保険料のみの場合は従来どおり5万円）になることを確認した
- ☐ 適用は令和8・9年分の2年間限りであることを確認した
- ☐ 一般・介護医療・個人年金の合計限度額は12万円のまま据え置きであることを確認した
- ☐ 保険料控除申告書の記入例・社内周知文を、対象者向けと一般向けに分けた

実務ポイント： 対象者向けの案内を分けると、従業員の混乱や記入ミスを防げます。
控除額は専用の計算式で求めるため、最新の計算シートを使いましょう。

⑤ 源泉徴収事務の注意点

- ☐ 令和8年11月分までの給与の源泉徴収事務に変更がないことを周知した
- ☐ 12月の年末調整で改正後の内容により1年分の税額を計算し、差額を精算する流れを確認した
- ☐ 改正を反映した年末調整関係書類は、12月1日より前に回収してよいことを確認した
- ☐ 11月30日以前に最終給与を受けた人（退職・死亡・海外転勤等）へ確定申告の案内を準備した
- ☐ 令和9年分の源泉徴収税額表を、令和9年1月支払分から適用する段取りを確認した
- ☐ ひとり親控除の引上げ（35万→38万円）は令和9年分からで、今回の年調に影響がないことを確認した

実務ポイント： 毎月の天引き額は従来どおりで、増えた控除分は12月の年末調整でまとめて還付されます。

⑥ 人事担当者が準備すべき5つのステップ

- ☐ 給与システムが基礎控除額・控除後給与表・令和9年分の源泉徴収税額表の最新版に対応している
- ☐ 新様式の兼用申告書（基礎控除・配偶者控除等・特定親族特別控除・所得金額調整控除）を確認・配布した
- ☐ 従業員説明会・案内文を準備した（新たな扶養親族の有無、23歳未満の扶養親族の保険料控除は個別説明）
- ☐ 様式変更に伴う記入ミスに備え、書類の回収期限とチェック工数を前倒しで確保した
- ☐ 国税庁「令和8年分 年末調整のしかた」「税制改正Q&A」の最新版を随時確認する体制にした

実務ポイント： 国税庁の「年末調整がよくわかるページ」に年末調整計算シート(Excel)や記載例が掲載されています。

[国税庁「年末調整がよくわかるページ」](#)

労務コンサル／入社手続きアウトソーシング

法改正への対応体制づくりと、手続き業務の外部化。



労務コンサル

法改正対応・就業規則の整備



- ・ 労務相談・従業員対応支援
- ・ 問題社員・労使トラブル対応
- ・ 採用・退職・休業に関する労務支援
- ・ 就業規則・人事制度・各種規程の整備
- ・ くるみん認定取得支援
- ・ 法令対応・労基署調査対策
- ・ 安全衛生・メンタルヘルス体制の整備



入社手続きアウトソーシング

入社手続き業務そのものを外部化



入社に伴う書類確認や手続き業務を、経験豊富な人事スタッフがサポートします。

入社書類の回収・確認や雇用契約対応など、煩雑な業務をまとめて代行。業務量に応じた柔軟な体制で、人事担当者が本来注力すべき業務に集中できる環境づくりを支援します。

ご支援の流れ

お問合せフォーム

個別のご相談・お見積りはこちら

<https://www.hrm-co.jp/inquiry/>



資料請求

事例付きのサービス資料をダウンロード

<https://www.hrm-co.jp/request/>



1



お問合せ・資料請求

フォームまたはお電話で。
まず情報収集だけでも構いません。

2



ヒアリング

現状の体制・課題・優先順位を確認。無料採用力診断の併用も可能です。

3



ご提案・お見積り

対象範囲、体制、進め方をご提案。1業務からでも設計できます。

4



ご契約・キックオフ

担当窓口を設置し、初期設定・要件のすり合わせを行います。

5



運用・改善

定例で進捗と数値を共有。範囲の拡大・縮小も柔軟に見直します。

わたしたちHRマネジメントは、人のことに特化したBPOサービスを提供しています。

必要性を感じながらも実現できなかった人事労務の業務をワンストップで伴走サポートをしております。

本来人事労務というのは、一過性の業務ではありません。

お客様の会社の色に合わせ、定期的にご支援させていただくことによって、お客様との関係性を育みながら、真のパートナーになることを私たちは目指しています。

会社名	株式会社HRマネジメント
代表取締役	高橋 絵里香
本社住所	東京都豊島区南池袋2-49-7 パークビル9F
資本金	2,000万円
設立年月日	平成30年2月1日
主要事業	人材事業/プラットフォーム事業
備考	BOD100%子会社 13-ユ-311297（有料職業紹介事業） （派）13-313752（労働者派遣事業）

グループ会社

株式会社BOD

請求業務代行/記帳代行
給与計算代行/ 年末調整代行
Salesforce導入・運用/ 物流

株式会社BPC

請求業務代行/人事総務
カスタマーサクセス
WEB・コンテンツ・口コミ検品

株式会社ディーモ

システム開発/DX支援/SEO対策支援
生命保険、損害保険、少額短期保険の事務
代行業/保険事務派遣/事務全般の代行業/ア
ウトソース事業/一般派遣/紹介予定派遣

人事に関するお悩みやサービスについて、まずはお気軽にご相談ください。

資料請求や情報収集、課題の整理だけでも歓迎しております。
担当者が貴社の状況に合わせて、解決に向けたサポートをご案内いたします。

 **03-6863-4941**

平日9:00～17:30 土日祝休み

お問合せフォーム

個別のご相談・お見積りはこちら

<https://www.hrm-co.jp/inquiry/>



資料請求

事例付きのサービス資料をダウンロード

<https://www.hrm-co.jp/request/>



本書の全部又は一部の複写・複製・転記載および磁器又は光記録媒体への入力等の一切を禁じます。



発行者
株式会社HRマネジメント
〒170-0022
東京都豊島区南池袋2-49-7 池袋パークビル9F

お気軽にお問い合わせ下さい

TEL : 03-6863-4941 受付時間 : 9 : 00 ~ 17 : 00 (土日祝休み)